

## 平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、平成22年赤潮の発生により被害（以下「本被害」という。）を受けた漁業者等に対し貸し付けられる平成22年赤潮被害対策資金等について、熊本県漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が行う債務保証に対する県が行う損失補償に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

- 1 この要領において「赤潮被害対策資金等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業補助金交付要項第1条に規定する資金
  - (2) 平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業補助金交付要項第1条に規定する資金
  - (3) 2年連続で赤潮被害を受けた漁業者が借り入れる経営資金で、上記(1)及び(2)以外の資金
- 2 この要領において損失とは、基金協会が赤潮被害対策資金等について債務者に代わって弁済した借入元金の額から、基金協会が県に対し補償金を請求する期日までに回収した借入元金相当額及び独立行政法人農林漁業信用基金が中小漁業融資保証法（昭和27年12月27日法律第346号）第71条の規定により支払うべき保険金のうち借入元金に係る保険金相当額を控除した額の9割の額をいう。

### 第3 損失補償の対象

この要領において損失補償の対象は、第2第1項第1号及び第2号で規定する資金に係る債務保証（次の第1号から第3号までのすべてに該当する債務保証に限る。）の結果生じる損失及び第2第1項第3号で規定する資金に係る債務保証（次の第1号から第4号までのすべてに該当する債務保証に限る。）の結果生じる損失とする。

- (1) 平成22年赤潮被害支援漁業近代化資金利子補給費補助事業事務取扱要領第4又は平成22年赤潮被害対策緊急支援資金利子補給費補助事業事務取扱要領第4で規定する借受資格者の要件を満たす者に係る債務保証であること。
- (2) 国の漁業緊急保証対策事業の無担保保証の保証限度額を超過した分に係る無担保による債務保証であること。
- (3) 債務保証の額が、個人においては5千万円以内、法人においては8千万円以内の債務保証であること。

- (4) 2年連続で赤潮被害を受けた旨を市町長が認定した者に係る債務保証であること。

#### 第4 県の損失補償

県は、基金協会が債務保証をすることにより債務者に代わって弁済した場合、基金協会に対し予算の範囲内で損失補償するものとする。

#### 第5 債務保証事業計画の承認等

- 1 基金協会に債務保証の委託を行おうとする者（損失補償の対象となる債務保証に限る。）は、養殖共済に加入する旨の確約書（別記第1号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 基金協会は、第2第1号で規定する資金の債務保証（損失補償の対象となる債務保証に限る。）を行おうとするときは、平成22年赤潮被害対策債務保証事業計画承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。
- 3 県は、前項の申請書を受理した場合において、適当と認めるときは、平成22年赤潮被害対策債務保証事業計画承認通知書（別記第3号様式）を基金協会理事長に交付するものとする。
- 4 県は、被保証人が第1項の確約書の内容について履行しなかった場合には、第3項の承認の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

#### 第6 損失補償の取消し

県は、被保証人が第5第1項の確約書の内容を履行しなかった場合は、第3の損失補償の対象としないことができる。

#### 第7 契約

要領第4の規定による損失補償は、県が基金協会との間に締結する損失補償契約によって行うものとする。

#### 第8 債務保証残高等の報告

基金協会は、赤潮被害対策資金等についての各年度末の債務保証残高を平成22年赤潮被害対策資金等債務保証残高報告書（別記第4号様式）により、翌年度の4月10日までに、また、代位弁済の状況を平成22年赤潮被害対策資金等代位弁済状況報告書（別記第5号様式）により、代位弁済のあった日の属する月の翌月10日までに県に報告するものとする。

#### 第9 補償金の請求及び交付

- 1 基金協会は、損失が生じた場合には、平成22年赤潮被害対策資金等損失補償金請求書（別記第6号様式）により、県に損失補償金の請求を行うもの

とする。

- 2 前項の請求は、毎年1月1日から12月31日までの期間における損失額について、翌年の2月末日までに行うものとする。
- 3 県は、前項の請求書を受理した場合、内容審査のうえ適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して90日以内に損失補償金を交付するものとする。

#### 第10 求償権の行使義務

基金協会は、この要領により損失補償を受けた後も、求償権を行使して債権の回収に努めなければならない。

#### 第11 回収金の報告及び交付

- 1 損失補償金の交付を受けた基金協会は、その交付を受けた後、債務者に対する求償権を行使して回収金があったときは、回収の状況を平成22年赤潮被害対策資金等求償権回収報告書（別記第7号様式）により回収金のあった日の属する月の翌月10日までに県に報告するものとする。
- 2 基金協会は、回収金のうち損失補償相当部分について、その合計額が県が損失補償した額に達するまで、平成22年赤潮被害対策資金等損失補償金納付報告書（別記第8号様式）を添付して納付するものとする。

#### 第12 償却の報告

基金協会は、損失補償金の交付を受けた債務保証に係る求償権の全部又は一部を償却した場合には、償却の状況を平成22年赤潮被害対策資金等求償権償却報告書（別記第9号様式）により償却のあった日の属する月の翌月10日までに県に報告するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行する。

## 確 約 書

私は、下記1の支援事業を利用するに当たり、来年度養殖予定の魚種について、下記2のとおり養殖共済に加入することを確約します。

なお、確約に違反した場合は、即時に下記1の支援事業の適用を取り消されても何ら異議はありません。

また、加入期間の終期まで、毎年共済契約書の写しを提出します。

### 記

1 利用する支援事業

無担保による債務保証（漁業緊急保証を除く。）

2 養殖共済加入の内容

|                |  |  |  |  |  |
|----------------|--|--|--|--|--|
| 来年度養殖<br>予定の魚種 |  |  |  |  |  |
| 契約割合           |  |  |  |  |  |
| 加入期間           |  |  |  |  |  |

※ 加入予定の内容を記載してください。

平成 年 月 日

熊本県知事

様

住 所  
氏 名

印

(注)

- 1 「来年度養殖予定の魚種」について  
養殖予定のすべての魚種を記入対象とする。
  
- 2 「契約割合」について
  - (1) 平成22年度に加入している契約割合以上とする。  
ただし、平成22年度に加入している契約割合が、青物（ぶり、かんぱち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント未満、その他の魚種については30パーセント未満の場合は、それぞれ50パーセント以上、30パーセント以上とする。
  - (2) 平成22年度に未加入の者については、青物（ぶり、かんぱち、しまあじ、ひらまさ）については50パーセント以上、その他の魚種については30パーセント以上とする。
  
- 3 「加入期間」について  
本事業を利用するすべての期間とする。

別記第2号様式

平成22年赤潮被害対策債務保証事業計画承認申請書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第5の規定により、債務保証事業計画を承認されるよう申請します。

- 1 件 円
- 2 明細は別紙による

別記第3号様式

平成 年 月 日  
番 号

熊本県漁業信用基金協会  
理事長 様

熊本県知事

平成22年赤潮被害対策債務保証事業計画の承認について（通知）  
平成 年 月 日付け 号で申請のありました平成22年赤潮被害対策債務保証事業計画については、平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第5の規定により承認します。

なお、被保証人が知事に提出した確約書の内容を履行しなかった場合は、債務保証事業計画の承認を取り消すことがありますので、御留意願います。

別記第4号様式

平成22年赤潮被害対策資金等債務保証残高報告書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第8の規定により、平成  
年度末の債務保証残高を下記のとおり報告します。

記

- 1 件 円
- 2 明細は別紙による

別記第5号様式

平成22年赤潮被害対策資金等代位弁済状況報告書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第8の規定により、平成  
年 月中の代位弁済状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 件 円
- 2 明細は別紙による

別記第6号様式

平成22年赤潮被害対策資金等損失補償金請求書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第9の1の規定により、平成 年中における平成22年赤潮被害対策資金等損失補償金を下記のとおり請求します。

- 記
- 1 請求金額 金 円
  - 2 対象 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの  
期間に係るもの
  - 3 明細は別紙による

別記第7号様式

平成22年赤潮被害対策資金等求償権回収報告書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第11の1の規定により、  
平成 年 月中の求償権回収状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 件 円
- 2 回収の明細は別紙による

別記第8号様式

平成22年赤潮被害対策資金等損失補償金納付報告書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第11の2の規定により、  
平成 年中の損失補償金納付状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 件 円
- 2 明細は別紙による

別記第9号様式

平成22年赤潮被害対策資金等求償権償却報告書

号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県漁業信用基金協会  
理事長

平成22年赤潮被害対策債務保証損失補償実施要領第12の規定により、平成  
年 月中の求償権償却状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 件 円
- 2 明細は別紙による